

# 魅力ある職場づくりを後押しします！

## 女性活躍や働き方見直しに取り組んだ企業に対し 福島県が奨励金を交付します

事業概要

女性活躍の推進や男性育児休業・育児短時間勤務及び介護休業・介護短時間勤務の取得促進、また長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進により、仕事と生活の調和がとれた魅力ある職場づくりに取り組む企業に対し奨励金を交付します。  
(令和7年4月から令和8年3月までの取組を対象とします。)



### (1) 女性活躍支援コース (各20万円) ※1項目1回限り

- |  |   |
|--|---|
| <p>ア 女性管理職の増加<br/>管理職に占める女性の割合が20%以上<br/>R6年度までに20%を達成している場合は<br/>R7年度にその割合が上昇した場合</p> <p>イ 女性の積極採用<br/>R7年1月から12月までに採用した<br/>労働者のうち女性の割合が20%以上</p> <p>ウ 女性役員の増加<br/>R7年度に女性役員を新たに登用</p> | <p>エ 離職者の再雇用<br/>出産、育児、介護等を理由に離職した<br/>労働者の再雇用(男性も可)</p> <p>オ 治療と仕事の両立<br/>不妊治療等をはじめとした治療と仕事の<br/>両立を図るための休暇制度を導入し<br/>利用実績がある(男性も可)</p> <p>カ 正規雇用労働者への転換<br/>パートから正規への転換制度を導入し<br/>利用実績がある(男性も可)</p> |
|--|---|

### (2) 働き方改革支援コース

- |   |  |
|---|--|
| <p>ア 男性の育児休業の取得促進<br/>(産後パパ育休含む)<br/>7日以上(週休日除く) 10万円<br/>1か月以上(週休日含む) 20万円<br/>3か月以上(週休日含む) 30万円</p> <p>イ 介護休業の取得促進(介護休暇含む)<br/>5日以上1か月未満 10万円<br/>1か月以上 20万円</p> <p>ウ 所定外労働の削減(取組期間3か月)<br/>過去2年比で平均15時間以上削減 20万円</p> | <p>エ 年次有給休暇の取得促進(取組期間3か月)<br/>過去2年比で平均3日以上増加 20万円</p> <p>オ 男性の育児短時間勤務(1か月以上)の取得促進 20万円</p> <p>カ 介護短時間勤務(1か月以上)の取得促進 20万円</p> |
|---|--|

R7年度新メニュー

育児・介護に直面しても働き続けられる職場づくりを応援します！

※ア、イ、オ、カは連続した3か年度で3人まで  
※ウ、エは各企業1回限り

R7年度  
新メニュー

### (3) ファーストペンギン応援コース (各20万円)

- ア 企業内初の男性育児休業取得者の誕生  
企業内で初めて男性労働者が育児休業(7日以上)を取得
- イ 企業内初の女性管理職の誕生  
企業内で初めて女性を管理職に登用

ハードルの高い  
企業内第1号の  
誕生を応援します！



# 事業の流れ

申込み

(2)働き方改革支援コースの「ウ 所定外労働の削減」または「エ 年次有給休暇の取得促進」に申請する場合は、参加申込書を提出してください  
※その他の取組については、事前の参加申込みは不要です  
※令和7年4月～令和8年3月の取組について申請してください

選択した取組に応じて一定の成果を目指します

## (1)女性活躍支援コース

ア 女性管理職の増加  
イ 女性の積極採用  
ウ 女性役員の増加  
エ 離職者の再雇用  
オ 治療と仕事の両立  
カ 正規雇用労働者への転換

全6項目  
1項目から  
取組可

20万円

## (2)働き方改革支援コース

ア 男性の育児休業の取得促進

7日以上、1か月以上、  
3か月以上の取得

10～30万円

イ 介護休業の取得促進

5日以上、1か月以上  
の取得

10～20万円

ウ 所定外労働の削減

取組期間(3か月間)の  
過去2年比で平均15時間以上  
削減

20万円

エ 年次有給休暇の取得促進

取組期間(3か月間)の  
過去2年比で平均3日以上  
増加

20万円

オ 男性の育児短時間勤務取得  
カ 介護短時間勤務取得

1か月以上の取得

20万円

## (3)ファーストペンギン応援コース

ア 企業内初の  
男性育児休業取得者の誕生

企業内で初めて  
7日以上取得

20万円

イ 企業内初の  
女性管理職の誕生

企業内で初めて  
女性管理職を登用

20万円

(2)働き方改革支援コースの「ウ 所定外労働の削減」及び「エ 年次有給休暇の取得促進」の取組は、県指定の社会保険労務士による取組前の過去の実績確認及び取組目標の設定と、取組後の成果確認を受ける必要があります

参加した取組の実績に応じて奨励金を交付します

対象

県内に事業所を有し、福島県次世代育成支援企業認証を取得した企業又は取得予定の企業

取組の  
実施

報告書  
の提出

奨励金  
の交付

福島県商工労働部 雇用労政課

お問い合わせ先

メール: koyourousei@pref.fukushima.lg.jp

URL: <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/shourei.html>



福島県次世代育成支援企業認証マーク